

平成20年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成20年12月8日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第7号、議案第8号直接審議（先議）

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（23名）

1 番 伊 藤 保

3 番 平 野 忠 作

6 番 向 後 悦 世

8 番 滑 川 公 英

10 番 柴 田 徹 也

12 番 佐久間 茂 樹

14 番 平 野 浩

16 番 明 智 忠 直

18 番 高 木 武 雄

20 番 向 後 和 夫

2 番 島 田 和 雄

4 番 伊 藤 房 代

7 番 景 山 岩三郎

9 番 嶋 田 哲 純

11 番 木 内 欽 市

13 番 日 下 昭 治

15 番 林 俊 介

17 番 林 一 雄

19 番 嶋 田 茂 樹

21 番 高 橋 利 彦

22番 林 正一郎

24番 神 子 功

26番 林 一 哉

欠席議員（2名）

5番 林 七 巳

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
教 育 長 米 本 弥榮子
病院事務部長 伊 藤 敬 典
秘書広報課長 加 瀬 寿 一
財 政 課 長 平 野 哲 也
市 民 課 長 木 内 國 利
保険年金課長 増 田 富 雄
社会福祉課長 在 田 豊
商工観光課長 神 原 房 雄
建 設 課 長 米 本 壽 一
下 水 道 課 長 中 野 博 之
消 防 長 菅 谷 衛 一
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
生涯学習課長 花 香 寛 源
監 査 委 員 林 久 男
事 務 局 長
国 民 宿 舎 野 口 國 男
支 配 人
病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 鈴 木 正 美
病 院 事 業 吉 田 象 二
管 理 者
総 務 課 長 高 埜 英 俊
企 画 課 長 加 瀬 正 彦
税 務 課 長 野 口 徳 和
環 境 課 長 平 野 修 司
健康管理課長 小長谷 博
高 齢 者 横 山 秀 喜
福 祉 課 長
農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
都市整備課長 島 田 和 幸
会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
水 道 課 長 堀 川 茂 博
学校教育課長 及 川 博
国体推進室長 高 野 晃 雄
農 業 委 員 会 小 田 雄 治
事 務 局 長
病 院 企 画 監 柏 木 嶺

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開議 午前10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（明智忠直） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第8号までの8議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第7号、議案第8号直接審議（先議）

○議長（明智忠直） おはかりいたします。議案第7号、議案第8号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第7号、議案第8号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

議案第8号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時19分

○議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、向後委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

向後委員長、ご登壇願います。

(議会運営委員長 向後和夫 登壇)

○議会運営委員長(向後和夫) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告を申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第9号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）の本日12月8日の月曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第9号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。議案の補足説明については保険年金課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第9号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、議案上程。

議案第9号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案の理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第9号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、

産科医療補償制度の創設により、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が12月5日付で公布されたことから、出産育児一時金について見直しを行うものであります。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、産科医療補償制度の開始に合わせて見直す措置でありまして、保険給付のうち出産育児一時金の上乗せについて、所要の改正を行うものであります。

第5条の改正内容についてご説明いたします。

産科医の減少に歯どめをかけるという観点から、国においては出産にかかわる医療事故により脳性麻痺となった子に対し、医師に過失がなくても総額で3,000万円の補償金を支払うという補償制度を来年1月1日から開始することにいたしております。

その仕組みは、医療機関が直接その制度に加入し、分娩1件につき3万円の保険料を負担するというものでございます。

また、厚生労働省では、そのことによる妊産婦の負担を軽減するという趣旨から、医療機関が産科医療補償制度に加入した場合には、従来の出産育児一時金であります35万円に3万円を限度として、当該保険料に見合う分を増額させることを決定いたしました。

そこで、旭市におきましても、その趣旨を踏まえ、当該補償制度に加入した場合に限り、35万円に3万円を限度として、上乗せする条例の改正を行おうとするものであります。

なお、附則における施行期日ですが、来年1月1日からの施行ということになります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（明智忠直） 追加日程第4、議案質疑。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

神子議員。

○24番（神子 功） 議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

ただいま担当課長よりご説明をいただきました。この中で、説明をいただきましたが、改正する条文の中には「第5条第1項中、「支給する。」」という次に書かれております、この末尾については、まず規定で定めるということがございました。それにより3万円を上限として加算するという内容でございました。

趣旨につきましてはご説明いただきましたが、この規則で定めることによって3万円を上限ということにつきましてはどういうことになるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

まず、この条例の中身で3万円を限度というような形でうたっております。これは国の施行令のほうの中でも3万円を限度というような形でうたわれているところでございます。その中で、規則であとは3万円をどういうふうな形で定めるかということでございますけれども、とりあえずこの35万円プラス3万円、38万円になるんですけれども、その3万円の上限については、国のほうでも5年以内の改正というか、5年間については一応この3万円以内という数字でいくというような話がございまして。その中で、市のほうでもどういうふうに規則で定めるかということでございますけれども、国のほうでも一応38万円というふうな形でうたっておりますので、市のほうでも上限の3万円を限度として定めようというような考え

であります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子議員。

○24番（神子 功） ちょっとよく分からないんですが、説明の中に妊産婦の負担を軽減しようという、そういったことが法律で変わるということの中で、今回旭市としても条例を定めようという、そういった趣旨かと思います。そこで、3万円を限度ということについては今説明がありましたが、5年以内という位置づけのもとに進めていこうということですが、医療機関との関係というのがあるというふうに判断ができるわけです。例えば医療機関の中で、保険に入っていない医療機関であれば、この3万円ということはどうなるかどうか。市で条例として定めるけれども、そういったことの中で上限ということを考え合わせたときに35万円プラス3万円、いわゆる上限と定めるけれども、38万円については支給するということで裏返しをして考えてもよろしいのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（明智忠直） 神子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） あくまでも産科医療補償制度の保険料としまして、一応国のほうで3万円というような形で考えております。ですから、あくまでもこの制度に加入した機関でなければ35万円、いわゆる3万円のプラスというのはございません。

先ほどちょっと私のほうで説明が漏れたんですけれども、要するにこの3万円というのは、今、この制度の保険料ということになっておりますので、当然その保険料を、先ほど言いました5年間ですか、その間については見直さないというような考えがございますので、3万円を規則のほうでうたおうというような考えでございます。

○議長（明智忠直） 神子議員。

○24番（神子 功） 参考までにお伺いいたします。

旭市に医療機関があるわけですが、現在、その制度に加入しているかいらないかということについて、お分かりになりましたら伺いをいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今現在、旭市内にあります産科を持っている医療機関は旭中央病院だけで、中央病院についてはこの制度に加入というような形で考えております。

○議長（明智忠直） 神子議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 議案第9号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(明智忠直) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第4号、議案第5号の3議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第9号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項の1議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第3号、議案第6号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長(明智忠直) 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第7号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第7号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時33分